

内閣官房 IT 室
平成 17 年 2 月 24 日

e-文書法の施行準備について

1 政令の施行

政 令 名：民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術
の利用に関する法律施行令

閣議決定日：平成17年1月17日

公 布 日：平成17年1月20日

内 容：

- (1) 同法の対象外となる犯則事件に関する手続（法第2条第5号関係）
 国税又は地方税の犯則事件
 証券取引又は金融先物取引の犯則事件
- (2) 電磁的方法による交付についての承諾方法（法第6条第1項関係）

2 各府省における省令の策定状況

(1) 省令の策定状況

- ・ 昨年 1 2 月に内閣官房から主務省令のひな形を提示。
- ・ これに沿って、各府省で省令案を策定中であり、3 月中にはすべての府省が公布できる予定（注）。

(注) 国税関係(電子帳簿保存法)については、本年1月31日に
主務省令を公布済み。

(2) 省令の規定内容

- ・電子化の対象となる書類の範囲
 - ・電子化を認める要件
- 等

3 国民への周知状況

- ・ 民間事業者等に対する地方説明会の開催（全国 9 箇所）
- ・ 関係団体への説明（全国 5 箇所）
- ・ インターネットを通じた国民への周知